

明治後期における大阪花街の変貌と「春の踊」競演の出現

著者	笠井 津加佐, 笠井 純一
著者別表示	Kasai Tsukasa, Kasai Junichi
雑誌名	人間社会環境研究
号	34
ページ	187-198
発行年	2017-09-29
URL	http://doi.org/10.24517/00049500

明治後期における大阪花街の変貌と 「春の踊」競演の出現

人間社会環境研究科 客員研究員

笠井 津加佐

金沢大学名誉教授

笠井 純一

要旨

江戸時代に起源をもつ大阪花街は、曾根崎新地（北新地）、南地、新町、堀江の四地域を中心とし、それぞれ特色を持つ花街として存在していた。しかし、それらの沿革や芸能史上の特色を追究した研究は少ない。

本稿では、明治期の史料をもとに各花街の概況を分析した上、北区大火（1909）並びに南区大火（1912）によって、北新地および南地にどのような変化が生じたか、新聞記事を用いて跡付けた。続いて「大阪春の踊」（1920）の興行成績を分析して北新地・南地の優位性を指摘し、それが明治末年の花街改革の結果であろうと論じた。

さらに本稿では、北新地が伝統芸能を媒介として社会に開かれた空間となったのも、明治末年の花街改革以降であろうと推測した。

キーワード

大阪の大火、北新地、南地、娼妓および貸座敷の廃止、花街芸能の隆盛

Changes in Osaka *Kagai* in the Late Meiji Era and the Start of Competitive Performances of “*Haru-no-Odori*”

Guest Researcher Graduate School of Human and Socio-Environmental Studies

KASAI Tsukasa

An Emeritus Professor at Kanazawa University

KASAI Junichi

Abstract

Osaka *Kagai* originated in the Edo period. It included four areas: Sonezakishinchi (Kita-no-shinchi), Nanchi, Shinmachi, and Horie. Each area had different characteristics. A few studies have investigated their past and characteristics in the history of entertainment. This study analyzed the general situation of each *Kagai*, based on historical documents of the Meiji period. Moreover, changes in Kita-no-shinchi and Nanchi caused by the Great Fire of Kita-ku (1909) and the Great Fire of Minami-ku (1912) were examined using newspaper articles. Subsequently, box-office records of “Osaka *Haru-no-Odori*” were analyzed, which indicated the superiority of Kita-no-shinchi and Nanchi indicated. It is considered that this superiority resulted from reform of *Kagai* carried out in the end of the Meiji period. Furthermore, after

the *Kagai* reform at the end of Meiji period, Kita-no-shinchi supposedly became an open space to society, mediated by traditional performing arts.

Keywords

Great fire in Osaka, Kita-no-shinchi, Nanchi, Abolition of prostitution and *kashizashiki* (貸座敷), The prosperity of the *kagai's* entertainment

1. はじめに

江戸時代に起源をもつ大阪花街は、明治中期には北区の曾根崎新地（通称「北の新地」¹⁾、南区の南地五花街（宗右衛門町、九郎右衛門町、樽町、坂町、難波新地）、西区の新町および堀江の四地域を中心とし、それぞれ特色を持って存在していた²⁾。これらについては『明治大正大阪市史』³⁾に沿革が載せられ、雑誌『上方』にも記事⁴⁾が見られるが、各花街の沿革と芸能の関わりについて追究した研究は乏しい。筆者らも「春の踊」を中心とする各花街芸能の特色追究や、北新地の街並み復元などを試みたが⁵⁾、明治・大正期の史料に基づく四花街の詳しい沿革については、ほとんど触れることが出来なかった。

本稿はまず、明治期の出版物をもとに各花街の概況を分析し（第2節）、明治42年（1909）の北区大火並びに同45年の南区大火によって北新地および南地五花街にどのような変化が起きたのか、新聞記事などを用いて詳しく跡付ける（第3節）。続いて、大正9年（1920）「大阪春の踊」の興行結果を分析し、明治後期における花街の変貌と「春の踊」発展の関わりについて考察したい（第4節）。本稿の基礎となる史料調査は両名が共同で行ったが、草稿は第2、3節を笠井純一が、第4節を笠井津加佐が分担執筆し、これらをもとに議論を重ねて本稿を纏めた。

2. 明治期における大阪四花街の実状

本節では、肥田皓三氏の所蔵にかかる大阪花街の「芸者評判記」2冊をもとに、明治中後期における四花街それぞれの特徴を探りたい。まず、各

史料の概略を述べよう。

『花柳仙郷』は浪花屋丹次郎著、嘲世庵喜楽序文、明治22年12月、梅原忠蔵発行。「芸妓に対する快学」「娼妓に対する快学」「仲居に対する快学」「青楼紅閣に対する快学」など四花街での「遊び方」について蘊蓄を傾けたのち、各花街・扱店における芸娼妓の名前を列挙し、「口上」として「下に記す芸娼妓人名は、編者散財中に取調申候故、誤聞誤記又は脱漏は不免義に付、読者並に前記誤脱の諸嬢へ一寸御詫申上候」と付すので、ここに挙げられた人名は芸娼妓すべてを網羅していないかもしれないが、概況を知る上では十分であると考えられる。

『浪花廼華』は名倉唯四郎編輯、千鳥情史序文、明治36年10月、久保茂吉発行。巻頭に芸妓等の写真数十葉を掲げたのち、大阪花街の概況を述べ（56頁）、続いて「芸娼妓調査事項」として、南地をはじめとする芸娼妓扱席の店名、所在地、経営者名を掲げ、さらに各席に所属する芸娼妓名等を、437頁に亘って詳細に記録する。『花柳仙郷』と比較するとき、明治中後期における四花街の変遷を数量的に窺うことが可能である。

以上の二史料をもとに、各花街の芸娼妓数を集計し、表1・2に示そう。

表1. 明治22年における大阪花街の芸妓と娼妓

花街名	芸妓		娼妓		小計		芸妓比率
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
新町	190	21.5	180	28.8	370	24.6	51.4
堀江	133	15.1	91	14.6	224	14.9	59.4
南地	325	36.8	279	44.7	604	40.1	53.8
北新地	235	26.6	74	11.9	309	20.5	76.1
小計	883	100	624	100	1,507	100	58.6

芸娼妓数は『花柳仙郷』による。

表2. 明治36年における大阪花街の芸妓と娼妓

花街名	芸妓		娼妓		小計		芸妓比率
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
新町	521	26.2	341	7.8	862	13.6	60.4
堀江	221	11.1	78	1.8	299	4.7	73.9
南地	740	37.2	1,837	42	2,577	40.5	28.7
北新地	477	24	111	2.5	588	9.3	81.1
松島	32	1.6	818	19	850	13.4	0.4
高砂町	0	0	663	15	663	10.4	0
花園町	0	0	517	12	517	8.1	0
小計	1,991	100	4,365	100	6,356	100	31.3

芸娼妓数は『浪花廻華』による。

表1及び表2から、次の諸点を読み取ることが出来る。

まずこの14年間に、芸妓は883人から1,991人に(2.3倍)、娼妓に至っては624人から4,365人に増加した(7倍)。もっとも、明治22年の数値には松島、高砂町、花園町が含まれないので、明治36年の数値からこれら三廓の芸娼妓数を差し引くと芸妓1,959人、娼妓2,367人となって、それぞれ2.2倍、3.8倍の増加である。この変化は、近代都市大阪における産業の発展や、労働者人口の増加⁶⁾を反映していることは言うまでもなからう。

次に各花街における芸娼妓数の変化を見ていこう(芸妓が僅かな松島、皆無であった高砂町・花園町は除く)。

新町は芸娼妓総数が2.3倍に増加する。明治22年には芸妓、娼妓の数がほぼ拮抗しているが、同36年には芸妓が2.7倍、娼妓は1.9倍となり、芸妓の比率は若干増加する様子を読み取れる。堀江は総数が1.3倍に増えるが、芸妓の1.7倍増に比して娼妓は16%減少している。また北新地は総数が1.9倍増で、芸妓2倍に対し娼妓1.5倍となっている。

これに反して南地五花街は、総数で4.3倍、芸妓2.3倍、娼妓6.6倍増で、娼妓の比率が極めて高くなっている。このことは大阪花街全体での芸妓の比率からも言えることで、新町、堀江、北新地は芸妓の比率を伸ばし、特に北新地は8割以上の高率であるのに対し、南地は5割強から3割弱へと比率を著しく下げた。これは恐らく、第3節で述べる難波新地三番町・四番町の「乙部」が、この間に急膨張したためと推測される。

表3. 芸娼妓扱店数の推移(明治22・36年) 1

花街	年代	芸妓のみ	芸娼妓混合	娼妓のみ
新町	明治22	1	7	2
	同 36	4	5	26
堀江	明治22	3	1	2
	同 36	5	1	2
南地	明治22	21	0	10
	同 36	21	0	88
北新地	明治22	4	5	2
	同 36	10	1	5
小計	明治22	29	13	16
	同 36	40	7	121

さらに、各花街における芸娼妓扱店の変化を見ておこう。(表3)

小計欄を見ると、芸妓扱店が1.4倍、娼妓扱店が7.6倍に増える中で、芸娼妓混合の店舗は約半数に減じている。混合店は南地には元々存在しない。また北新地でも混合店が僅か1店となり、新町でも約半数に減っている。総じて大阪四花街においては、南地五花街を先駆として芸娼妓分離が進行していると言えよう。一方、芸妓扱店は新町、堀江、北新地がそれぞれ数を増しているのに比べ、南地は横ばい状態である、また娼妓扱店を見ると、新町が13倍、南地が8.8倍、北新地は2.5倍に数を増やす中で、堀江の同数が注目される。

なお、各花街における扱店の消長を表4に纏めた(縦軸に明治22年の、横軸に同36年の芸娼妓扱店の内訳を示した)。

表4からは、明治22年以降36年以前に、新町と南地において多数の娼妓扱店が新規開業したこと、若干ではあるが混合店から芸妓扱店へ、娼妓扱店から混合店へ、混合店から娼妓扱店に転業したものが見られること、この間に廃業した店舗が北新地64%、南地42%、新町30%、堀江17%で、花街に依って消長に相違がある事なども読み取ることが出来る。

本節の最後に、『浪花廻華』に収録された花街概況記事にもとづき、明治中期の経営状況に触れておきたい。概況記事には「遊興費用と現在」等という項目があるが、その記載方針は区々で、A「明治33年度(1年分)の遊興人数・消費額」と

表4. 芸娼妓店数の推移(明治22・36年) 2

新町		明治36			
		芸のみ	混合	娼のみ	廃業
明治22	芸のみ1	1	0	0	0
	混合7	1	3	0	3
	娼のみ2	0	1	0	1
	[計10]				
新規		2	1	26	-
合計		4	5	26	-

堀江		明治36			
		芸のみ	混合	娼のみ	廃業
明治22	芸のみ3	2	0	0	1
	混合1	1	0	0	0
	娼のみ2	0	1	1	0
	[計6]				
新規		2	0	1	-
合計		5	1	2	-

南地		明治36			
		芸のみ	混合	娼のみ	廃業
明治22	芸のみ21	14	0	0	7
	混合0	0	0	0	0
	娼のみ10	0	0	4	6
	[計31]				
新規		7	0	84	-
合計		21	0	88	-

北新地		明治36			
		芸のみ	混合	娼のみ	廃業
明治22	芸のみ4	2	0	0	2
	混合5	1	0	1	3
	娼のみ2	0	0	0	2
	[計11]				
新規		7	1	4	-
合計		10	1	5	-

B「明治36年8月(1ヶ月分)の遊興人数・消費額」の双方を記すもの、どちらか一方しか記さないものがある。すなわち、新町・松島はBのみ、堀江・南地はA・B双方、北新地はAのみで不統一である。ここでは単純に比較するため、表5を作成した。明治36年の数値はBを12倍して示したものである。また「一人当消費金額」も記載・不記載の不統一があるが、後者については数値を補った。

遊興人数・消費金額ともに南地の数値が最も大きい、逆に「一人当消費額」は松島同様に少なく、新町・堀江・北新地の約半分といっても過言ではない。この数値は、南地の娼妓比率が非常に高かったこと(松島も同様である)、そこで遊客1人が使う金額が小さかったためであろう。ちなみに『浪花廻華』の記述から算出すれば、明治36

年8月の娼妓関係費が「総消費金額」に占める比率は、新町32.2%、堀江20.5%、松島86.8%である。南地と北新地は消費額の内訳が示されていないが、おそらく前者は松島に、後者は新町・堀江に近かったと推測できる。

3. 大火後の北新地と南地

前節では、『花柳仙郷』および『浪花廻華』をもとに、明治中後期の大阪四花街における芸娼妓分離の方向性を検出した。本節では明治42年の北の大火、同45年の南の大火によって、北新地ならびに南地がどのような変貌をとげたか、新聞記事などに基づいて具体的に跡付けたい。

a. 北新地の場合

明治42年7月31日午前4時20分、北区空町2丁目から出た火は瞬間に西南西方面に拡大し、焼失戸数11,365戸、罹災地面積369,438坪、官公庁11、銀行4、学校8、会社10、橋梁21などを焼いて、翌8月1日午前4時頃ようやく鎮火した⁷⁾。この火災で、曾根崎新地一丁目～三丁目は全焼し、北新地は壊滅状態に陥ったのである。

『大阪朝日新聞』8月2日の紙面によれば、「焦土の曾根崎新地(全廓一軒も残らず)」という状

表5. 大阪各花街の遊興費用

遊廓名	年次	遊興人数 人	総消費額			一人当消費額		
			円	銭	厘	円	銭	厘
新町	明治36	95,976	345,270	98	3	59	7	
	堀江	59,500	207,600		3	48		
南地	明治33	734,711	1,145,929		1	55		
	36	633,384	886,383	99	1	39	9	
北新地	明治33	66,700	288,000		4	32		
松島	明治36	467,616	510,196	60	8	1	91	

態であった⁸⁾。翌8月3日には、早くも「曾根崎新地移転問題」と銘打ち、「風紀上よりは勿論、経済問題として同所の移転は当然の成行として、衆口一致、最早殆ど既決事項の如く議論しつつある」と記されている⁹⁾。また4日には「蜷川埋立問題」と題し、火災からの避難に有益でなかった蜷川(曾根崎川)を、この際瓦礫で埋め立てるが「一挙兩得」との論が載せられる¹⁰⁾。

5日の紙面は「焼跡問題私案」として、記者の案かと思われる19箇条を掲げるが、その中に「蜷川埋立の事」と共に「遊廓を毛馬閘門付近に移す事」が含まれた¹¹⁾。6日以降の記事は詳しくなり、貸座敷業者が焼跡に板囲いの「仮宅」を建てる一方、芸妓の中には他花街へ「鞍替え」を考える者も出てきた様子等が報道されている¹²⁾。

大阪市では11日に臨時市会を開催し、罹災地の新設道路および市電線路変更などを審議した。12日の『大阪朝日新聞』には、「堂島取引所前より梅田停車場に至る線は、北新地遊廓を移転せしめざる上は、同廓を中断し風教上面白からずとて、新地裏町より以南は打ち切り単に梅田と新設東西幹線間に止め」とか、「曾根崎新地通は従来の幅員一間半なるも火災のため再築する時は軒下一軒半は当然道路敷に編入すべきものなれば、結局三間三分の道路となすべく、原案の四間三分に拡張する必要なし」など、審議において北新地の非移転・現地再建の方針が明確に示され、事実上の新地存続が可決されている¹³⁾。

一方、大阪婦人矯風会総代の林歌子らキリスト教信者らは、高崎親章大阪府知事が貸座敷業者に仮営業を許可したことを遺憾とし、「大阪市の人道上宗教上教育上の大恨事」として平田内相に陳情した¹⁴⁾。このような強力な遊廓存置反対(廃娼)運動もあったためか、大阪府は9月9日、北新地を遊廓指定地として認めないことを決定し、翌10日に公表した¹⁵⁾。

大阪府告示第三百十五号

大阪市北区曾根崎新地貸座敷免許地ハ明治四十三年三月末日限り之ヲ廃止ス

明治四十二年九月十日

大阪府知事高崎親章

これにより北新地遊廓は廃止され、娼妓の営業は出来ないことになった。高崎知事は既に8月11日時点で、「焼跡を東京の新橋のやうに引直すが好からう」と記者に語ったようだが¹⁶⁾、ここに北新地は娼妓等が泊まり込める「貸座敷」を全廃し、「芸妓だけを呼ぶ、所謂東京の待合」のような「席貸」業に転じざるを得ない状況になった。また知事は府令八十号を発した。

大阪府令第八十号

芸妓ノ住居ハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ但シ貸座敷免許地区域内ハ此ノ限ニ在ラス
芸妓外泊セムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出ヘシ

前各項ニ違フ者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十円以下ノ科料ニ処ス

本令ハ発布ノ日ヨリ大阪市、堺市及其ノ接続町村ニ之ヲ施行ス

明治二十五年一月大阪府令第三号ハ之ヲ廃止ス

明治四十二年九月十日

大阪府知事高崎親章

すなわち、芸妓は住居を警察署に届けて許可を受ける必要はあるが、許可さえ受ければ何処へ居住しても差し支えないことになったのである¹⁷⁾。

9月12日、北新地遊廓事務所では大西熊吉取締以下の役員が貸座敷業者を集め、今回の告示・府令について説明した。さらに取締から各業者に、今後の営業方針等を尋ねたところ、「何れも府令に遵ひて貸座敷を席貸しとし、芸妓ばかりにて営業する事にせん」との希望が多かったので、役員もその方針を取ることにしたという¹⁸⁾。

明治43年4月1日の『大阪毎日新聞』は、「今日からの北の新地 愈々席貸業に商売変へ」なる見出しのもと、次のような注目すべき記事を書いている¹⁹⁾。

(上略) お客を泊めることが出来ぬ事となつた(中略) 今回新たに席貸業の許可を受けた百二十一軒の席貸連は、旅館兼業といふ事にてお客の御機嫌を取結ぶ事に思案の臍を固め

たが、旅館業は五十畳以上の畳数がなくては許可されぬ規則で（中略）悉く何時でも旅館営業が出来るやうの建築中であるが、大火災後同新地は貸座敷六十八軒、芸妓百六十七名を減じ、目下四五〇名となつて居て（中略）因に芸妓は、是迄所々に一家を構へ日々通つて居たが、規則変更と共に芸妓は堂嶋裏一丁目（蛸橋以西）、三丁目（助成橋以東）、曾根崎新地一丁目より三丁目及裏通り南側を限つて家形を置かねばならぬ規則となつたので（下略）

なお、『大阪毎日新聞』明治42年9月12日の記事によれば、当時の北新地は芸妓750名に対し、娼妓は80名と記されており、上記の「四五〇名」とは相当数の違いがある²⁰⁾。

以上のように北新地再建問題は、娼妓を全廃し、貸座敷業を「席貸」業に転業させることで、漸く決着を見た。この花街には元々、娼妓の数が少なかったことも、転業を比較的容易にしたものと思われる。

b. 南地の場合

南地は近代大阪における最大の花街であり、「五花街」(宗右衛門町、九郎右衛門町、東西櫓町、坂町、難波新地)と称されるように、その内実は多様であった。前節で紹介した『浪花廻華』を用い、実態の一部を表6に示そう。

まず、南地における娼妓の甲、乙部について説明すれば、甲部は扱店から娼妓を貸座敷に送り込む方式であり、乙部は貸座敷に住み込む娼妓がそこで接客する方式であつて、「居稼（てらし）」とも呼ばれていた。「浪花廻華」によれば、「居稼」店は南地の他、新町（裏新町）や松嶋にも存在したが、堀江と北新地にはなかった模様である。

表6から明らかなように、宗右衛門町と九郎右衛門町は芸妓扱店のみで、娼妓は1人もいない。東西櫓町、難波新地一番町（丁）、同二番町は芸妓よりも甲部娼妓が多く、坂町は芸妓数がやや勝っている。また乙部娼妓は坂町、難波新地一番町、同二番町には若干所属するが、東西櫓町には

見えない。以上と全く異なるのが難波新地三番町と同四番町で、芸妓は勿論、甲部娼妓すら1人も所属せず、全てが乙部娼妓（居稼）であつた。

明治45年1月16日の午前1時頃、難波新地四番町にあつた貸座敷「遊楽館」に隣接する銭湯煙突から火の粉が飛び、檜皮葺三階建ての遊楽館は焔に包まれた。火は瞬く間に難波新地四番町、三番町に燃え広がり、戎橋筋に出て、終に千日前まで抜け出た。南地演舞場及び清華尋常小学校は、辛くも災厄を免れたという²¹⁾。

この火災によって焼失したのは、南地五花街に限れば「居稼」店の集中する難波新地三番町と同四番町が中心であり、他の地域にはさしたる被害が無かつた模様である。すなわち南地では、北新地とは異なる問題に直面する事となつた。貸座敷全体の廃止ではなく、一区域の廃止、移転または再建の問題である。この処理をめぐることは、大阪府庁内部でも意見が分かれたようだが、知事官邸での七時間に及ぶ協議の結果、池上警務長が南五花街遊廓事務所副取締・難波新地遊廓事務所取締を呼び、花街側から出願されていた「仮宅営業許可」を拒絶する形で決着した²²⁾。新聞報道によれば、大阪市は築港方面に移転を希望しているとか²³⁾、政友会の一部関係者が選挙資金獲得を目指

表6. 南地五花街における扱店と芸娼妓（明治36年）

花街名	項目	芸妓	娼妓(甲)	娼妓(乙)	
宗右衛門町	扱店数	7	0	0	
	芸娼妓数	287	0	0	
九郎右衛門町	扱店数	7	0	0	
	芸娼妓数	203	0	0	
東西櫓町	扱店数	1	2	0	
	芸娼妓数	16	165	0	
坂町	扱店数	2	1	1	
	芸娼妓数	62	52	13	
難波新地	一番丁	扱店数	1	3	1
		芸娼妓数	46	139	3
	二番丁	扱店数	3	7	1
		芸娼妓数	126	414	4
	三番丁	扱店数	0	0	12
		芸娼妓数	0	0	162
	四番丁	扱店数	0	0	58
		芸娼妓数	0	0	805
芸娼妓扱店数小計		21	13	73	
芸娼妓数小計		740	770	987	

して阿倍野近辺を買占め、そこに遊廓を移転させようと狙っているとか²⁴⁾、様々な噂が流れている(真偽のほどは明らかでない。ただ、難波新地「居稼」業者の大多数は、後年飛田新地に移転した)。結局2月5日、次の大阪府告示第三十五号が告示され²⁵⁾、難波新地の居稼店は全て廃止された。

大阪府告示第三十五号

大阪市南区難波新地参番町同四番町貸座敷免許地ノ内難波新地遊廓ニ属スル免許地ハ之ヲ廃止ス但現存スル貸座敷ニ限り明治四十五年四月三十日迄営業スルコトヲ得

明治四十五年二月五日

大阪府知事 犬塚勝太郎

以上、北新地と南地五花街は、共に大火災という未曾有の災難を切り抜け、前者は娼妓を、後者は「居稼」を全廃するという形で、再生を図った。この選択は花街関係者にとっては、不可避のものであり、止むを得ず「お上」の意向に従っただけであったかもしれないが、キリスト教信者を中心とする廃娼運動もある中で、結果として花街の社会的印象を改善したように思われる。次節で述べる花街芸能の集大成ともいべき「大阪春の踊」の活況は、以上のような花街の変化を受け、女性を含む多数の市民が「春の踊」を観覧した²⁶⁾ことによるものであった。

4. 大正期における「大阪春の踊」の競演

大阪四花街における「春の踊」は、明治15年の北新地「浪花踊」に始まった。この行事は、同23年に北新地歌舞練場が焼失するまで続いている。

一方、同21年には南地で「芦辺踊」が始まり、同41年には新町で「浪花踊」が始まった。北新地浪花踊の名を継承したと言われる。さらに堀江では、大正3年から「木花踊(此花踊)」を始め、翌4年には北新地でも「浪花踊」が復活した。これ以降「大阪春の踊」は、各演舞場の焼失・建替え等による若干の休演期間を除くと、日中全面戦争で中断するまで連綿と続けられた²⁷⁾。

大正初年から昭和12年(1937)まで、毎年3月には「木花踊」、4月には「芦辺踊」と新町「浪花踊」、5月には北新地「浪花踊」が上演され、四花街芸妓による競演の感があった。いずれも各花街の至芸を披露すべく、作歌者、踊りの振付者、音曲担当者、舞台担当者などに各界の専門家を委嘱し、芸妓を選りすぐって修練を重ね、開幕を迎えたのであった。

「春の踊」開催に際し、各花街では愛蔵用番付を編集して販売し、また簡単な番付やリーフレットの類²⁸⁾を作成・配布して、宣伝にも努めた。しかし、それらの多数は戦災で灰燼に帰したらしく、今日残存するものは僅少である。このような史的制約もあって、各花街の行事を同一視点から比較した研究は、皆無といってよい状況である。

本節では、大正9年の興行成績を記録した史料をもとに、南地五花街、北新地、堀江の各「春の踊」を数量的に比較し、その結果と各花街の動向との関連について考察する。ちなみに新町では、大正8年から同10年までの3年間、演舞場建替えのため「浪花踊」を休演しており、残念ながら比較対象とすることが出来ない。

以下に掲げる表7は、大林宗嗣著『民衆娯楽の

表7. 大阪花街における「春の踊」の興行(大正9年)

花街	踊名	出演芸妓数	入場料			座席数	入場者総数	興行収入	日程	①1日当り		②1人当り入場料	③芸妓1人当り収益		④1日の入場者席数
			特等	一等	二等					入場者	収入		全期間	1日	
南地	芦辺踊	336人	3円50銭	2円50銭	1円	794席	31,476人	72,245.45円	4.1-24(24日)	1,311.5人	3,010.2円	2.3円	215円	8.96円	1.65
北新地	浪花踊	166人	3円	2円	—	450席	13,148人	32,795円	5.1-21(21日)	626.1人	1,561.7円	2.5円	197.6円	9.41円	1.39
堀江	木花踊	185人	3円	2円	1円	未詳	9,000人	18,000円	3.10-30(21日)	428.6人	857.1円	2円	97.3円	4.63円	未詳

大林宗嗣著『民衆娯楽の実際研究』にもとづく。

実際研究²⁹⁾にもとづくものである。著者によれば、「入場者総数」「興行収入」は官庁への報告数で、実際よりはるかに低く(約6割程度)見積もっているとのことである。しかし、三花街の興行状況を比較する上では、この数値のままでも十分参考になると思われるので、敢えて手を加えなかった。

南地、北新地、堀江の三花街は、芸妓数や演舞場の規模、「春の踊」の入場料などに相違があり、入場者数や興行収入も大きく異なっている。無論、大林の調査はこれらを比較するためのものではないが、ここでは、①公演1日当りの入場者数及び収入金額、②観客1人が支払った入場料の平均、③芸妓1人当たりの収益金、④公演1日当りの座席回転数、について数値を算出し、表中に付記した。

その結果、大正9年の「春の踊」興行について、次の4点を読み取ることが出来た。

- ①1日の入場者数・収入金額とも、南地五花街が最も多く、北新地はその半分程度、堀江は南地の3分の1以下である。
- ②観客1人が支払った平均入場料は、入場料額面の違いにもかかわらず、北新地が最も高い。北新地の北陽演舞場には特等(3円)、一等(2円)だけでなく、二等席もあったはずだが³⁰⁾(この調査に現れない理由は不明)、平均入場料2.5円は特等/一等の間であり、観客に富裕層が多かったことが伺われる。一方、南地の平均入場料は2.3円で北新地とほとんど変わらないものの、特等(3.5円)/一等(2.5円)/二等(1円)の料金を勘案すれば、二等客がかなり多かったことが推定できる。また堀江は、入場者・興行収入ともに整数であり、数値に若干の操作があると思われる。全入場者を一等客(2円)とみなして机上の数値を提出したのであろう。
- ③興行成績における北新地と南地の優位性は、芸妓1人当たりの収益金にも反映しており、堀江の約2倍である。
- ④座席回転数については、1日の「入替え」が各演舞場とも4回であった³¹⁾ので、入場者数を座

席数で除して示した。堀江演舞場の入場定員が未詳のため比較が難しいが、南地が北新地よりやや勝っている。

以上を纏めると、次のように言えよう。大阪四花街の内、「春の踊」の規模等については南地が群を抜き、他の花街はこれに追隨しているように見える。しかし、観客の富裕度や興行成績については、北新地が首位を占め、南地がこれに次いでいる。このことは、前節までに述べた各花街の内情と、密接に関るのではなかろうか。すなわち、芸娼妓混合の花街ではなく、芸妓のみから構成されるようになった北新地は、芸の質を向上させることに専念できたものと思われる。また「居稼」を廃止した南地においても、芸妓中心の運営が容易となったことであろう。

松川二郎著『三都花街めぐり』³²⁾は、大阪花街についても詳しい記述を残しているが、昭和初年の北新地について次のような言及がある。罹災後における娼妓廃止の決断が与えた影響は、決して小さくはなかったようである³³⁾。

粋と意気が此のシマの生命で、芸事は大阪の四廓を比較して此地を第一に推さねばならぬ。南地は、五花街の合併であるがため、多少雑駁の嫌ひあるを免れぬが、北陽には整正たる統一がある。妓風にユニテイがある、——娼妓の混入して居らぬ現在の組織が、そのユニテイの保たれる一原因かもしれないが。南地を華やかな牡丹花とすれば、こゝは清々しい杜若、紫のゆかりも深い風情ありと言はん。南地が商人向きで、船場の旦那衆を相手とすれば、こゝは官省向きと云つた風がある。何かの催しをその演舞場で見るとき、この花街ほど洋服の看客の多いところは無い。特有の情趣の一面がそこに窺はれると思ふ。

一方、宗右衛門町を中心とする南地では、既に明治30年に森下露風が芸妓試験制度を始め、明治43年には阪口祐三郎^{すけさぶろう}が「大和屋芸妓養成所」を立ち上げるなど、芸妓養成に力を注いでいた³⁴⁾。その成果もあって南地には優れた芸妓が多く、「芦

表 8. 大正 9 年の「大阪春の踊」関係者

花街	回次	演目	作歌者	振付者	音曲担当者	舞台担当者
南地	第36回 芦辺踊	南北遊記	生田南水	花柳寿輔, 同徳太郎, 同輔次郎, 山村若子	杵屋六四郎, 同長三郎, 望月長左久, 同太左衛門	木村芳忠, 森下露風(考案)
北新地	第6回 浪花踊	ふかみ草	半井桃水	西川石松, 同花子/ 同信松, 同霞中	杵屋勝太郎/ 同六喜正, 常磐津文字太 夫、同文字八、 望月太左衛門, 同長左久	野村芳光, 木村芳忠, 田中芳隆, 中村儀右衛門, 三越呉服店
堀江	第6回 木花踊	天神記	井関鴨州	西川嘉儀, 同嘉徳	今藤長三郎, 六合新三郎, 野澤吉弥	(未詳)
新町	(休演中)					

辺踊」が隆盛を誇ったことは言うまでもない。

なお、大正 9 年「大阪春の踊」の関係者は表 8 の通りである³⁵⁾。いずれも遜色ない人員配置だが、音曲の多様さにおいては北新地(長唄、常磐津)と堀江(長唄、義太夫)が南地(長唄)に勝っており、舞台関係者については北新地が、大道具(中村儀右衛門)や衣装(三越)に至るまで豊富な人材・組織を擁して注目される。なお、南地の舞台考案者でもある森下は、宗右衛門町伊丹幸席の経営者で、長く南地取締を務めた。

5. むすびにかえて

以上、本稿第 2, 3 節では、明治中後期の大阪四花街において、ある程度の「芸娼妓分離」が進行していたこと、その方向性は明治末年の大阪大火の結果、北新地と南地で一気に具体化し、前者は娼妓全廃、後者は「居稼」廃止という形で決着したことを、史料に基づいて詳述した。第 4 節では、大正 9 年「大阪春の踊」の興行成績を比較分析して、一部花街の優位性を指摘した。さらにその優位性は、明治末年の花街改革に基づく可能性があると推定した。

最後に北新地を襲った大火の記録から、この花街と社会との関わりについて判明したことを述べよう。筆者らは前稿において、北新地は伝統芸能

を媒介として社会と繋がる「開かれた空間」であったと推測した。昭和初期には、この地域に文楽関係者をはじめ諸芸の師匠達が多数居住しており、芸事を習う「素人」も集まってきたことを知ったからである³⁶⁾。

『大阪大火画報』(グラフィック 1 巻 16 号臨時増刊)³⁷⁾によれば、北の大火の罹災者は 21,330 人で、うち有職者は 6,366 人であった。その主な内訳を記せば、

芸妓 609, 仲買 387, 諸職工 368, 会社員 337, 官公吏 317, 古物商 277, 手伝 195, 貸座敷 192, 中仕 158, 日傭取 148, 飲食店(麵類屋を除く) 117, 氷店 110, 清涼飲料水商 104, 教師 101, 菓子商 102, 仲居 99, 雑貨商 92, 煙草商 89, 八百屋 87, 米穀商 83, 大工 79, 金物商 69, 醤油油商 68, 娼妓 66, 油商 63, (中略) 料理屋 51, 旅人宿 48, (中略) 鹿貸業³⁸⁾ 12, (中略) 芸人 4 (下略)

とあり、芸妓・娼妓や貸座敷経営者・仲居が多いのは当然として、「芸人」数が非常に少ないことが注目される。しかもこの数値は被災地全域のものであるから、明治 42 年当時の北新地には、「芸事の師匠」がほとんど住んでいなかったと考えざるを得ない。

すなわち大火以前の北新地は、「伝統芸能を媒介とした開かれた空間」ではなかった可能性があ

る。そのような北新地が出現したのは、娼妓を全廃し、芸妓のみの花街として再生して以降のことであろう。このことはまた、大阪社会と他の三花街との関わりを推察する上でも、一つの視角とならないだろうか。

なお筆者らは、北新地の史料（佐藤家史料を中心とする）に依拠して研究を始めたこともあり、他の三花街の研究が手薄であることを否めない。今後、他の研究者の手によって、南地五花街、新町、堀江の研究が行われ、北新地の研究と併せて、大阪花街全体の研究が進展する事を庶幾するものである。

【注】

- 1) 「北の新地」が正式名称であるが、以下の本稿では「北新地」と記載する。
- 2) 江戸時代に多数存在した遊廓を整理するきっかけは、明治初年の開港と、それに続く松嶋遊廓の開設であった。松嶋については佐賀朝氏による一連の研究があり、近年のものとしては、佐賀「近代巨大都市の社会構造—明治期大阪の都市内地域」（佐藤信・吉田伸之編『新大系日本史6 都市社会史』、山川出版社、2001）、同「居留地付き遊廓—東京と大阪」（佐賀・吉田編『シリーズ遊廓社会』②、吉川弘文館、2014）などがある。
- 3) 『明治大正大阪市史』第1巻（日本評論社、1934）。第9章16「遊廓」（800頁）に、開港以来大正期までの沿革が記される。
- 4) 南木芳太郎編『郷土研究 上方』。特に第28号（1933）は「上方遊廓号」である。
- 5) 笠井津加佐・笠井純一「北陽浪花踊の新出史料と大阪四花街「春の踊」の変遷」（『人間社会環境研究』第32号、2016）、同「戦前期「北の新地」街並みの復原—竹本住大夫氏、田村富子氏、肥田皓三氏、西川梅十三氏の聞き取り記録と文献史料をもとに—」（『金沢大学日本史学研究室紀要』第3号、2017）。
- 6) 大阪市の人口は、明治22年末に472,247人であったが、同36年末には988,728人に倍増している。もっともこの間、大阪市はいわゆる「第一次市域拡大」を実施（明治30年4月、東成郡・西成郡の接続町村28を編入）し、面積も3.5倍に拡大したが、同年末（編入後）の大阪市人口758,285人に比し、前年（編入前）は504,226人であった（『明治大正大阪市史』第2巻、1935、119頁）。編入地域の人口が編入時点で18万7千余人であったこと（『新修大阪市史』第5巻（1991、246頁）を勘案すれば、人口増加の原因は市域拡大だけでなく、旧四区自体の人口伸長に求める必要がある。編入後も、大阪市の人口は3.2～7%の比率で伸び続けた。なおこの間、大阪市への流入人口も増加が続き、明治36年には397,830人（男243,815人、女154,015人）に達した（同22年は144,552人、同30年は254,029人（男女比は未詳）である（『明治大正大阪市史』第2巻、146頁）。流入数の大多数が市域外から転入した労働者人口とみてよからう。
- 7) 『新修大阪市史』第6巻（1994）、第4章第3節「北の大火」（810頁）。
- 8) 『大阪朝日新聞』明治42年8月2日付紙面。
- 9) 『同上』明治42年8月3日付紙面。
- 10) 『同上』明治42年8月4日付紙面。
- 11) 『同上』明治42年8月5日付紙面。
- 12) 『同上』明治42年8月6日、8日付紙面。
- 13) 『同上』明治42年8月12日付紙面「臨時大阪市会」「新設道路確定」「北新地は其の儘」。下線は引用者による。
- 14) 『同上』明治42年8月12日付紙面「耶蘇教徒と北新地」。
- 15) 『同上』明治42年9月10日付紙面「北新地は待合」。「告示」第315号は、「大阪府公報」号外（明治42年9月10日）による。
- 16) 『同上』明治42年8月11日付紙面「北新地の今昔」。
- 17) 『同上』明治42年9月11日付紙面「北新地廃止に就て」。「府令」第80号は、「大阪府公報」号外（明治42年9月10日）による。
- 18) 『同上』明治42年9月12日付紙面「今後の北新地」。
- 19) 『大阪毎日新聞』明治43年4月1日付紙面「今日からの北の新地 愈々席貸業に商売変へ」。
- 20) 『同上』明治42年9月12日付紙面「北廓移転の御願」。
- 21) 『大阪朝日新聞』明治45年1月17日付紙面「南区の大火」。
- 22) 『同上』明治45年1月20日付紙面「知事官邸内の秘密会議」。
- 23) 同上。
- 24) 『大阪朝日新聞』明治45年1月21日付紙面「遊廓

- 移転と陰謀」。
- 25) 『同上』明治45年2月6日付紙面「難波新地愈廃止」。「大阪府告示」第35号は、「大阪府公報」号外(明治45年2月5日)による。
- 26) 昭和期に入ってからではあるが、雑誌『上方』を編集・発行した南木芳太郎は、姉や妻を伴って北陽浪花踊を観覧している(大阪市編纂所所蔵『南木芳太郎日記』昭和9年5月1日条。「大阪市史史料」第77輯, 2011, 61頁他)。また大阪大学名誉教授脇田修氏の記憶によれば、脇田氏御父君(大阪市北区在住の経営者)は花街には全く無縁の人であったが、「浪花踊だけは別」で観覧することもあったという。
- 27) 注5) 拙稿(2016) 参照。
- 28) 各花街とも、愛蔵版番付(芸妓の顔写真・舞台写真を掲載。有料)、簡易版番付(無料か)の他、「唱歌」「(作歌)解説」「(出番)のリーフレット三種(三折または四折)を作成していたようである(肥田皓三氏のご教示およびご所蔵史料による)。
- 29) 大林宗嗣著『民衆娯楽の実際研究』(大原社会問題研究所, 1922)。第9章「大阪市の娯楽施設」に、南地、北新地、堀江の興行に関する数値が掲げられている。但し、『近代歌舞伎年表大阪篇』第6巻(八木書店, 1991, 476頁)では、木花踊の日程を3月10日から29日までとしていて、表6の記載と一致しない。
- 30) 北陽演舞場に二等席があったことは、『北陽浪花踊番付』(愛蔵版)の口絵に、「二等控室」の写真が掲げられていることから推定できる。
- 31) 『近代歌舞伎年表大阪篇』第6巻(八木書店, 1991, 476・486・497頁)。
- 32) 松川二郎著『三都花街めぐり』[誠文堂文庫](誠文堂, 1932)。三谷憲正編『コレクション・モダン都市文化』第22巻「花街と芸妓」(株ゆまに書房, 2006)に収録された。
- 33) 中井浩水「回頭 春の踊」(『上方』第4号, 1931)によれば、「派手な南地に地味な北陽、芸者の数は少くつても芸自慢の土地柄、その芸自慢の黒幕には故人小林剛三翁と佐藤お国夫妻が控へてゐた、小林翁を扶けて佐藤駒次郎氏がゐた、佐藤氏は在来ずつと北陽の技芸部長として丁度南地の森下父子と併称すべき人、佐藤氏に一切を任して悠然たる取締大西熊吉氏、他廓には事務所演舞場に政争一ちと仰山だが—はあつても北陽にだけは一向にそれが無い」とある。大火および災後の復興を乗り切った経営者等の結束によるものであろう。
- 34) 鷺谷樗風『阪口祐三郎伝』(合大和屋, 1955)。なお松田有紀子氏も阪口について、「南地大和屋という芸妓置屋の経営者である。1910(明治43)年に大和屋芸妓養成所を設立したほか、芸妓による舞踊公演あしべ踊を主催するなどの進取的な試みを戦前から行っていたことで知られている」と指摘している(松田「芸妓という労働の再定位—労働者の権利を守る諸法をめぐって」『生存学研究センター報告』第17号, 2012)。また小林一三は、親交があった阪口の「カフェーやバーが繁昌する、芸妓の前途はどうなるでせうか」という質問に答え、芸妓は、演舞場専属の芸術家・女優と位置付ける／演舞場は組合の管理のもとに、民衆享楽の殿堂として開放する／演舞場では、連日無休で映画を上映する／映画の合間には、芸妓の舞踊・新舞踊・素囃し等を上演する／芸妓オーケストラを編成する／ダンスホールやカフェーを設け、芸妓が交代で出勤する／入場料は、一円均一とする、などの助言を与えたという(小林「私の描く未来の大阪花街」、『私の行き方』, 1935)。一方で小林は、「花柳界は我国に於ける社交の中心である」とも述べていた(小林「花柳界と演劇」、『同』)。小林はおそらく、民衆娯楽の場(演舞場)と伝統芸能を伝承する場(待合)の二つの機能を花街にもとめ、阪口はこれに沿って将来構想を描いたのであろう。
- 35) 注5) 拙稿(2016) 参照。
- 36) 注5) 拙稿(2017) 参照。
- 37) 『大阪大火画報』[グラフィック1巻16号臨時増刊](有楽社, 1909)。明治42年7月31日北区の大火の記録。大阪市立中央図書館蔵。
- 38) 引用史料中にみえる「席貸業」は、大火後の北新地で営業を認められた「席貸」とは全く異なる。松川二郎著『三都花街めぐり』(注31) 参照) 138頁によれば、「一種特別な家で表面の届出は旅館兼料理店となつて居る。(中略) 普通の旅客を泊めず一現の客をせず、又芸妓扱席との間に連絡もない。要するに連込専門の家」で、支払いが貸席と席貸と二重になり、贅沢なので近年は余り流行らなくなったというが、昭和7年当時、曾根崎にも一軒が残っていた。

謝辞

貴重な史料の借覧と利用をお許しくださった肥田皓三氏，明治期の大阪府令等について懇切にご教示くださった大阪市史編纂所長堀田暁生氏に，厚く御礼申し上げます。また平素，史料調査等でお世話になっている，大阪府立中之島図書館，大阪市立中央図書館，大阪市史編纂所，関西大学図書館の皆様に，深謝の意を表します。